

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
平成六年三月鳥取県規則第二十六号中訂正
- ◇ 正 誤 平成六年九月鳥取県規則第五十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ふるさと農道緊急整備事業西曲地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ふるさと農道緊急整備事業大栄地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十二号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（営農活性化）三江地区農業用排水及び暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水及び暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改

良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 河原町公共下水道

一五二一三、一五二一三、一五二〇一三、一五二二、一五二四、一五二七、一五二八、一五三四次一、一五三四次二、一五三七一から一五三七四まで、一五四四一、一五四六次一、一五四八一二及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 赤碕港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七八度四二分五九秒九七八・二〇メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から一二二度三四分二六秒一二六・七八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一二二度三四分二六秒一九・六九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二九三度四〇分三三秒八・八二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇一度〇七分五〇秒二〇・九八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三〇八度五四分四一秒一〇・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一一度〇一分二四秒二二・三八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三〇八度四八分三一秒一二・七五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三〇四度四八分三一秒八・五六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二九八度三二分四九秒七・一九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二九五度一四分四八秒二六・五七メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二九七度五九分三三秒五・二〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三〇五度四九分〇七秒一一・八五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一一度五三分二一秒七・七〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三三三度一三分二一秒四二・〇五メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三七度三〇分四六秒三五・七三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から四四度二二分二七秒一一・七八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から七五度〇〇分三五秒九七・九九メートルの地点

(三) 面積

二一、二九八・一七平方メートル
埋立地の用途
船揚場

五 出願年月日
平成六年十月二十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成六年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県第一選挙区支部	坂野重信	浜崎芳宏	鳥取市西町一一二六	平成六年十一月二十四日	政党の支部
自由民主党鳥取県第二選挙区支部	坂野重信	角田勇一	鳥取市西町一一二六	〃	〃

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
(平成六年三月鳥取県規則第二十六号) 中次の箇所(六)に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

四十一 下 後ろから二 第九号中(六)を削り

正

第九号中(一)を(一五)とし、(七)から(一〇)までを四ずつ繰り下げ、(六)を削り

四十二 上 一 第十九条の九

第十条の九

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
(平成六年九月鳥取県規則第五十六号) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

九 下 後ろから三 第二十六号とする

正

第二十六号とし、第三十号を第二十七号とし、第三十一号を第二十八号とする

十 下 後ろから七 第十二号

第十三号